

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

「第1学校給食センター

第2条第4項中「堺市駅前分館」を第2学校給食センター に改める。

堺市駅前分館 」

第4条第2項中第4号を第6号とし、第2号及び第3号を2号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 第1学校給食センター 学校給食課
- (2) 第2学校給食センター 学校給食課

第6条第1項中「係相当機関にあつては分館長」を「図書館分館にあつては分館長、学校給食センターにあつてはセンター長」に改める。

別表第1総務部学校改革推進室の分掌事務を定める部分を削り、同表学校教育部教育課程課の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

学校改革推進室

- (1) 学校改革に係る施策の企画、総合調整、計画策定及び推進に関すること。
- (2) 学校改革に係る関係部局との連絡調整に関すること。

別表第1学校管理部学校給食課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

学校給食課

- (1) 学校給食の計画及び実施に関すること。
- (2) 学校給食を活用した食育の推進に関すること。
- (3) 学童を主体とする集団下痢症の補償に関すること。
- (4) （公財）堺市学校給食協会の指導及び調整に関すること。

管理係

- (1) 学校給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関すること。
- (2) 学校給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の用に供する物品の整備に関すること。
- (4) 学校給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

給食経理係

- (1) 学校給食費の徴収等に関すること。
- (2) 学校給食費の滞納整理に関すること。

第1学校給食センター

- (1) 学校給食の献立作成、調理指導の総合調整及び衛生管理に関すること。
- (2) （公財）堺市学校給食協会その他学校給食関係団体との連絡及び調整に関する

こと。

第2 学校給食センター

- (1) 学校給食の献立作成、調理指導の総合調整及び衛生管理に関すること。
- (2) (公財) 堺市学校給食協会その他学校給食関係団体との連絡及び調整に関すること。

別表第2中「管理係」を削り、「第6号から第8号まで」を「第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別表第1に掲げる組織のうち、附則別表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、参事、指導主事その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもって、対応する同表右欄に定める新組織に属すべき組織の長、参事、指導主事その他の職員として、この規則により発令されたものとみなす。

附則別表

左欄 (旧組織)		右欄 (新組織)	
総務部	学校改革推進室	学校教育部	学校改革推進室